

議案第9号

通学区域の変更について

通学区域を次のとおり変更する。

令和3年5月27日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 城野小学校、北方小学校、城南中学校、企救中学校の
通学区域の一部を変更する必要があるので、この案を提出する。

通学区域の変更について

1 概要

小倉南区下城野一丁目18番の一部（現城野小・城南中校区）の通学区域を北方小・企救中校区に変更するもの。

2 対象地（詳細は別添地図参照）

- ・小倉南区下城野一丁目18番6号～10号及び15号（現城野小・城南中校区）
※対象地区に居住している児童は1名のみであり、従前から指定校変更をして北方小学校へ通学している。

3 変更要望の理由（要望者：両校区の自治会長及び町内会長）

小倉南区下城野一丁目18番の住民は、下城野一丁目自治会（北方小校区）に加入しているが、指定学校校区では、城野小・城南中と北方小・企救中に分かれている。

自治会活動や子どもたちの見守り等に支障があるとの理由から、北方小・企救中校区に変更要望がなされたもの。

・下城野一丁目18番6～10号、15号は、城野小・城南中校区（対象地）

・下城野一丁目18番1～5号、11～14号、16号は、北方小・企救中校区

4 教育委員会の方針（案）

以下の項目について、教育委員会で調査した結果、今回の通学区域の変更による教育環境や地域等への影響はなく、住民等の意向も確認できたことから、要望のとおり認める。

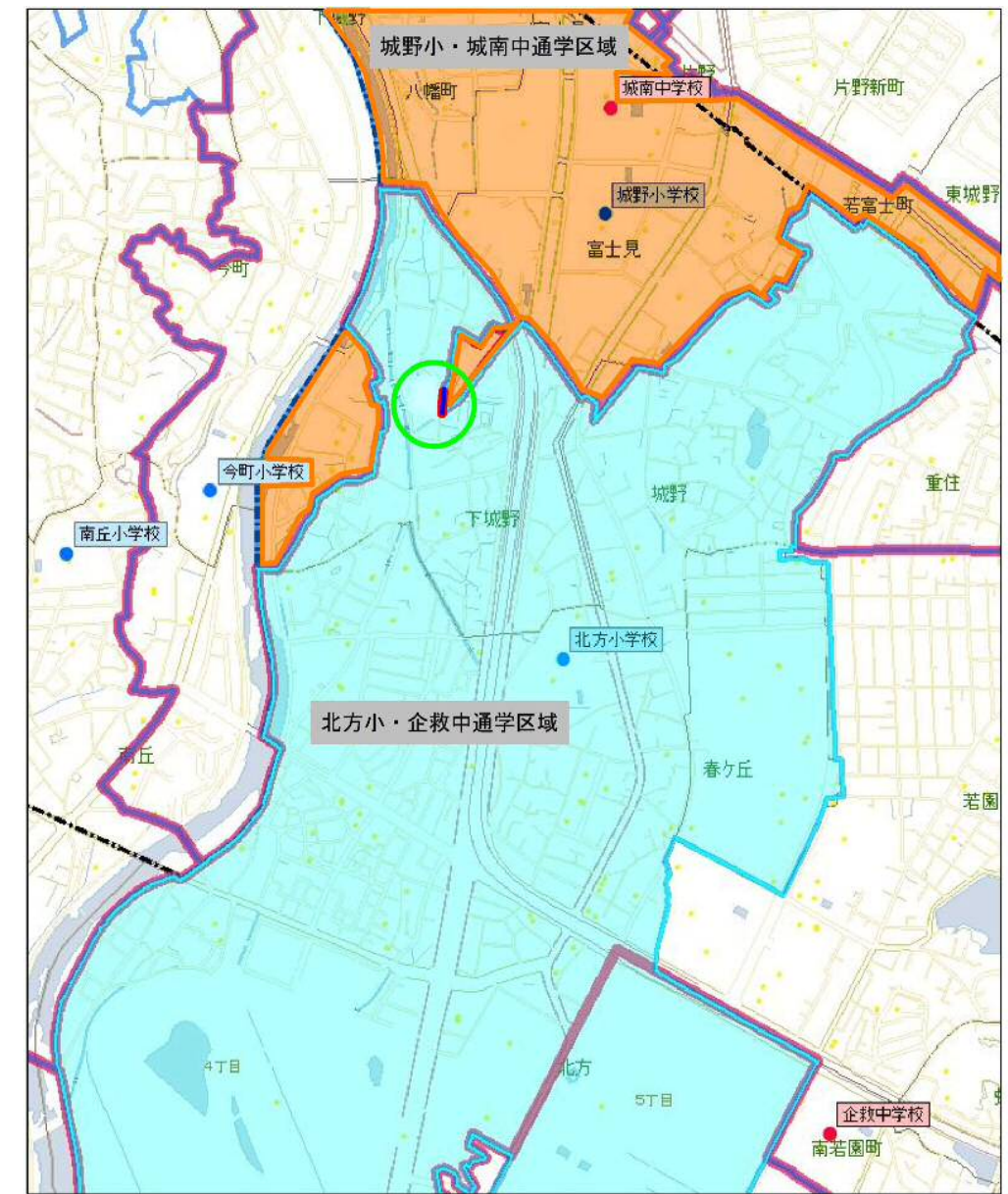
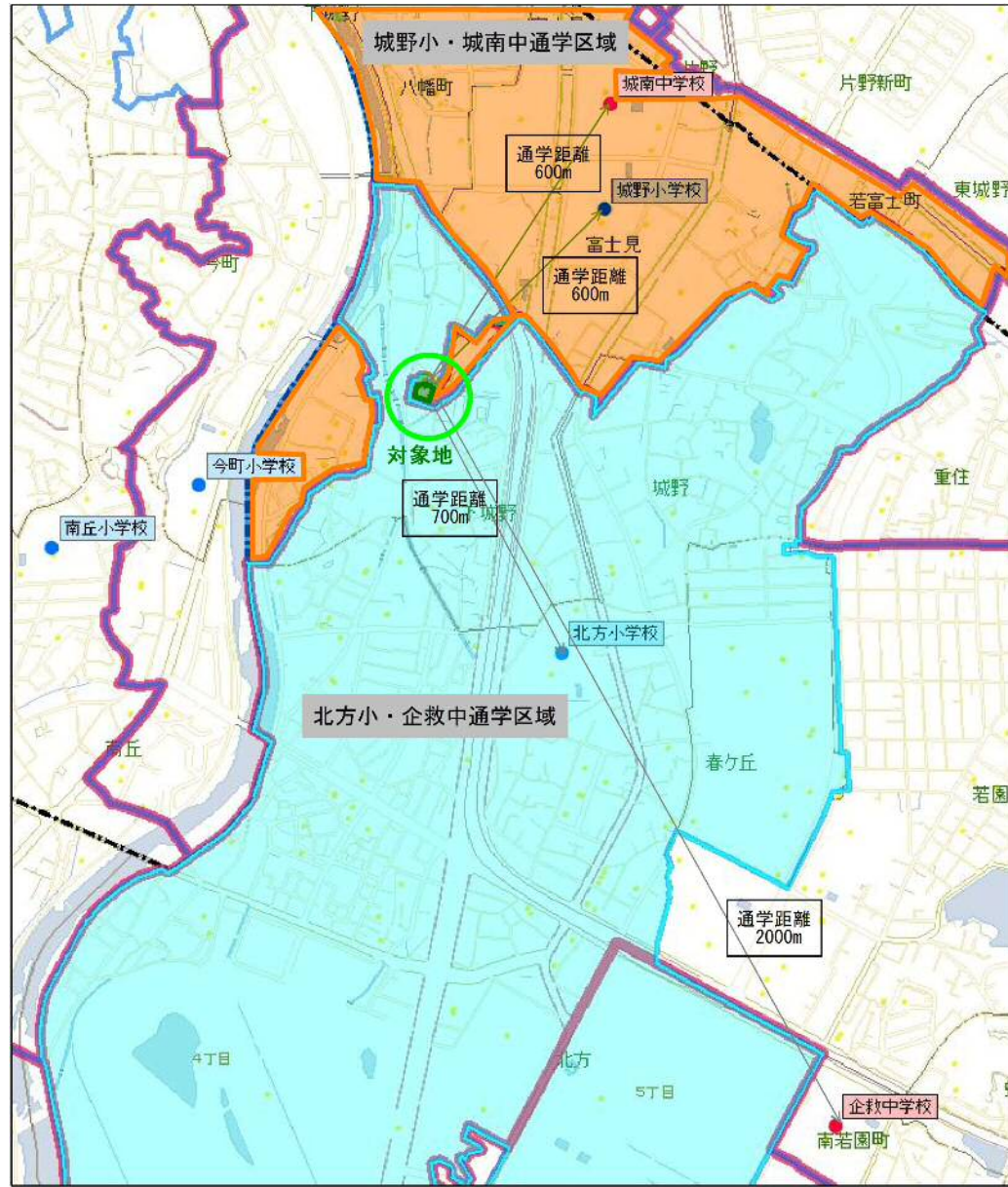
項目	理由
(1) 児童数の増減について	対象地に居住する児童数は少数であり、両校区の小・中学校長のヒアリングでも問題ないことを確認。
(2) 教室数について	
(3) 通学路上の見守り活動や教育環境の変化について	
(4) 自治会活動について	要望書により問題ないことを確認。
(5) 住民の意向について	

5 変更時期

令和4年4月1日

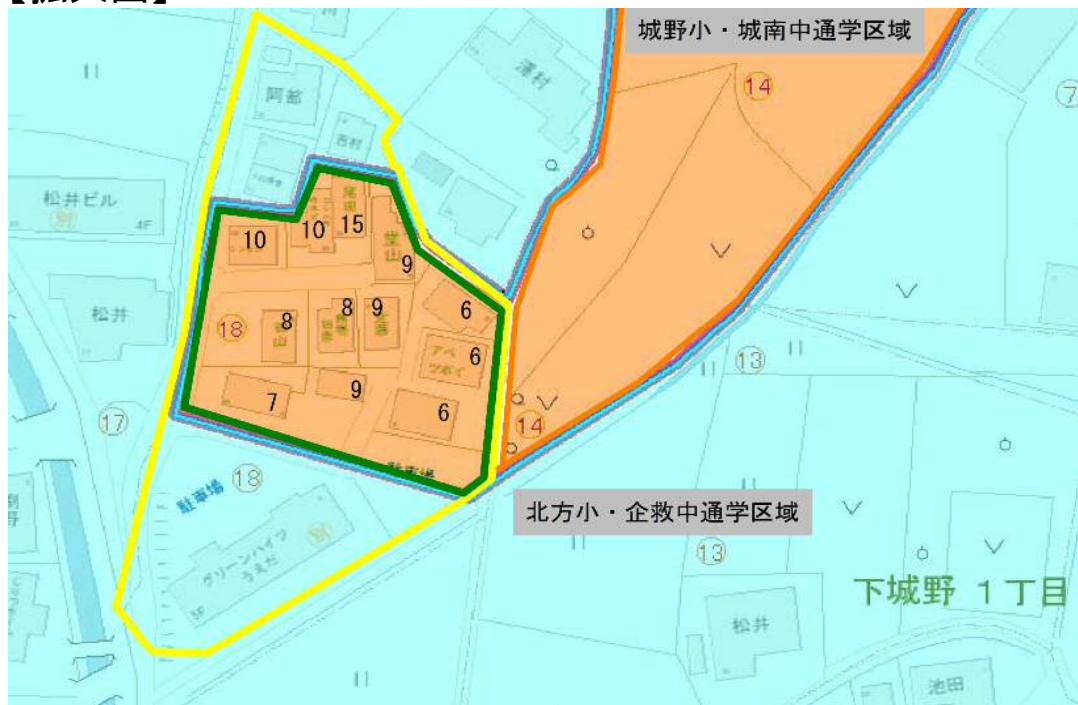
【現行】城野小・北方小通学区

【変更後】城野小・北方小通学区

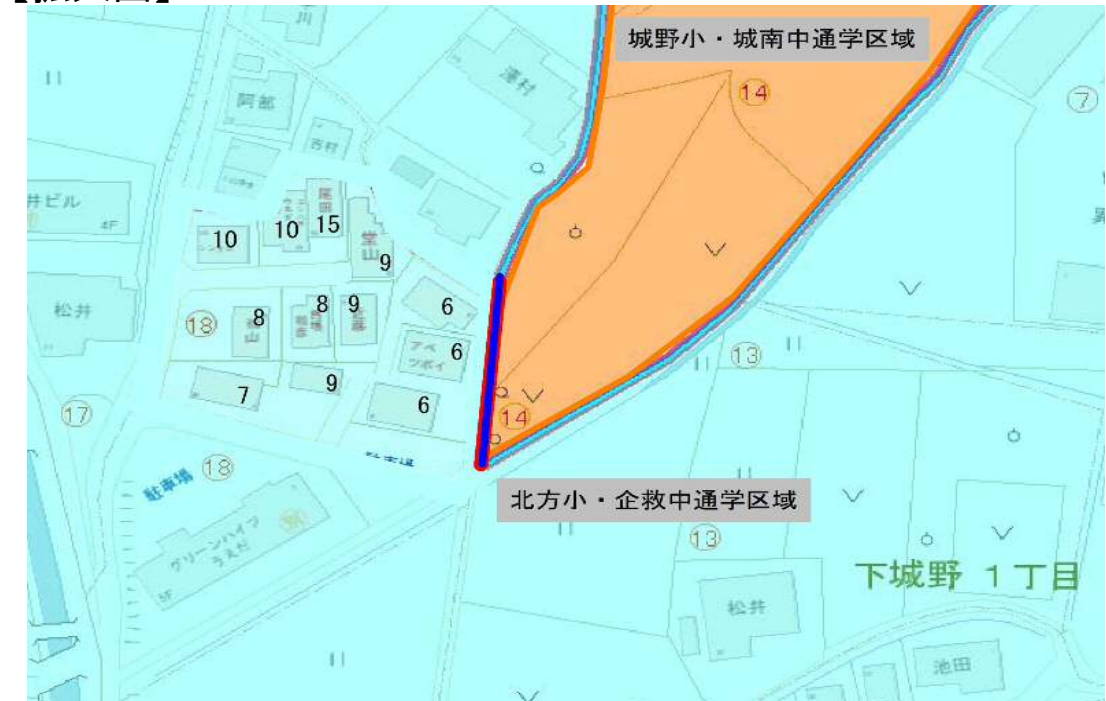


- 凡例
- 城野小校区
 - 北方小校区
 - 小学校校区線
 - 中学校校区線
 - 下城野一丁目18番
 - 変更対象地

【拡大図】



【拡大図】



通学区域变更部分新旧对照表

新			
小学校名	中学校名	町 名	番 号
北 方	企 救	下城野一丁目	<u>15番～20番</u>

旧			
小学校名	中学校名	町 名	番 号
北 方	企 救	下城野一丁目	15番～17番
北 方	企 救	下城野一丁目	18番1号～5号
城 野	城 南	下城野一丁目	18番6号～10号
北 方	企 救	下城野一丁目	18番11号～14号
城 野	城 南	下城野一丁目	18番15号
北 方	企 救	下城野一丁目	18番16号
北 方	企 救	下城野一丁目	19番～20番